

大阪市規則第42号

大阪市記章及び証票規則の一部を改正する規則

大阪市記章及び証票規則（昭和24年大阪市規則第67号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
第3号表 [表 別紙2 挿入]	第3号表 [表 別紙1 挿入]
備考 表中及び表中に挿入される別紙の[]の記載は注記である。	

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

[第3号表 別紙1]

証票名	形質	ひな型	寸法	摘要
[同左]				
立入検査等をする職員の携帯する身分を示す証明書	同上	(ミ)	—	建築物用地下水の採取の規制に関する法律第11条第5項及び第14条第2項、駐車場法第18条第2項、建築物における駐車施設の附置等に関する条例第12条第2項、大阪府遊泳場条例第17条第2項、都市計画法第27条及び第82条第2項、大阪市風致地区内における建築等の規制に関する条例第9条第2項、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第43条第2項、空家等対策の推進に関する特別措置法第9条第4項、不当景品類及び不当表示防止法第25条第2項、食品表示法第8条第4項、大阪府ふぐ処理業等の規制に関する条例第25条第2項並びに <u>大阪市大阪駅周辺地区地域再生エリアマネジメント負担金条例第11条第2項</u> による

[第3号表 別紙2]

証票名	形質	ひな型	寸法	摘要
[略]				
立入検査等をする職員の携帯する身分を示す証明書	同上	(ミ)	—	建築物用地下水の採取の規制に関する法律第11条第5項及び第14条第2項、駐車場法第18条第2項、建築物における駐車施設の附置等に関する条例第12条第2項、大阪府遊泳場条例第17条第2項、都市計画法第27条及び第82条第2項、大阪市風致地区内における建築等の規制に関する条例第9条第2項、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第43条第2項、空家等対策の推進に関する特別措置法第9条第4項、不当景品類及び不当表示防止法第25条第2項、食品表示法第8条第4項、大阪府ふぐ処理業等の規制に関する条例第25条第2項、 <u>大阪市大阪駅周辺地区地域再生エリアマネジメント負担金条例第11条第2項並びに宅地造成及び特定盛土等規制法第7条（同法第24条第2項において準用する場合を含む。）</u> による